

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。  
目次中「―第二十三条」を「・第二十一条」に改める。

第八条第一項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第二項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同表第三十二条第一項の項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同条第三項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第四項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第五項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表

第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第六項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同表第三十二条第一項の項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同条第七項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第八項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削る。

第二十条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「（同項第一号に掲げる者にあつては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条及び第二十二条を削る。

第二十三条中「第六十五条第三項」を「第六十四条第三項」に改め、同条を第二十一条とする。

## 附 則

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。